

(設置)

第1条 県立高校の現状と課題、取組みの方向性等を整理し、県立高校の魅力向上と将来構想等について、幅広い見地から検討を行うため、ふくい県立高校魅力向上プラン策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) これからの時代に必要となる資質能力の育成に必要な学びの機会の充実
- (2) 学校の枠を超えた県立高校独自の特色的な学びや活動の推進
- (3) 小規模校において遠隔授業等による他校と協働した多様な学びの確保
- (4) 高度な専門知識や技術を学べ、知的好奇心を引き出す学習環境の構築
- (5) 多様な人が集まる共創の場となる学校施設の整備
- (6) 地域の小中学校との連携を通じた県立高校の魅力発信
- (7) その他県立高校の魅力向上に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、別紙の委員で組織する。

(役員)

第4条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を進行し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。

(会議)

第5条 委員会は、教育長が招集する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は令和9年3月31日までとする。

(オブザーバー)

第7条 委員会は、オブザーバーとして教育関係者等を若干名置くことができる。

- 2 オブザーバーは、教育長が指名する。
- 3 オブザーバーは、教育長の要請に応じて委員会に出席するほか、委員長の求めに応じて、意見を述べるることができる。

(審議内容等の公表)

第8条 委員会は、会議における審議の内容、議事要旨等を、会議の終了後遅滞なく。適当と認める方法により公表する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福井県教育庁高校教育課において処理する。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和8年4月22日から施行する。